

鳥取県女性活躍職場づくり助成金等事業（女性活躍のための企業支援補助金）実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、鳥取県女性活躍職場づくり助成金等事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第12条の規定に基づき、一般社団法人鳥取県経営者協会（以下「経営者協会」という。）が企業等における女性の活躍推進を図るため、当該企業等が実施する女性の活躍に資する取組を支援する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象企業）

第2条 本事業の補助対象者は、次のいずれにも該当する企業等とする。

- （1）鳥取県輝く女性活躍パワーアップ企業登録要綱（平成26年11月5日伺定め）による登録を受けていること。
- （2）県税の滞納が無いこと。
- （3）暴力団もしくはその統制下の団体でないこと。
- （4）過去に本補助金の交付を受けたことがないこと。ただし、女性活躍のための取組の実施が複数年度にまたがる場合で、2年度目及び3年度目の申請を行う場合を除く。

（補助事業の内容）

第3条 補助事業の内容は、鳥取県輝く女性活躍パワーアップ企業登録要綱に定める自主宣言に記載した内容を達成するための取組であり、次のいずれかに該当する事業

- （1）女性の積極的採用に関する取組
 - （2）女性の配置・育成・教育訓練に関する取組
 - （3）継続就業に関する取組
 - （4）長時間労働是正などの働き方の改革に向けた取組
 - （5）女性の積極的登用・評価に関する取組
 - （6）雇用形態や職種の転換に関する取組
 - （7）女性の再雇用や中途採用に関する取組
 - （8）性別役割分担意識の見直しなど職場風土改革に関する取組
 - （9）その他女性の活躍に資する取組
- 2 前条及び前項の規定にかかわらず、本補助金以外に県の補助金等の支給を受けている又は受けようとしている事業については、本補助金は交付しない。
- 3 補助事業の実施に当たっては、鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、県内事業者への発注に努めなければならない。

（補助対象経費等）

第4条 補助事業のうち、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助対象外経費、補助対象期間、補助率及び補助限度額は、別表に定めるとおりとし、予算の範囲内において補助金を交付する。

（補助金の申請等）

- 第5条 補助金の交付を申請しようとする者は、毎年2月末日までに女性活躍職場づくり助成金等事業（女性活躍のための企業支援補助金）補助金交付申請書（様式第1号）を、経営者協会に提出しなければならない。
- 2 補助対象者が、補助金の交付決定前に補助事業に着手した場合は、補助金の交付を受けることができない。ただし、事前に経営者協会から補助金見込額の内示を受けた場合はこの限りでない。
 - 3 経営者協会は、補助金交付申請があった場合は速やかにその内容を県に報告するものとする。

(補助金の交付の決定等)

第6条 経営者協会は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、申請内容等により審査等をするものとし、その審査等の結果に基づき、補助金の交付又は不交付を決定するものとする。なお、経営者協会は、必要に応じて現地調査等の審査を行い、申請書の内容に係る事項につき条件を付して補助金の交付を決定できるものとする。

2 経営者協会は、補助金の交付又は不交付を決定したときは、速やかにその内容及びこれに条件を付したときには、その条件を当該申請者に通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第7条 前条第2項の規定による通知(以下「交付決定通知」という。)を受けた者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該交付決定通知を受けた日から起算して20日以内に限り、交付申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により交付申請が取り下げられたときは、当該交付申請に係る交付決定は、なかったものとみなす。

(補助事業の変更)

第8条 補助事業者は、交付決定に係る助成事業の内容、経費の配分その他の事項の変更(次の各号に定めるもの以外の変更を除く。)をしようとするときは、あらかじめ女性活躍職場づくり助成金等事業(女性活躍のための企業支援補助金)変更承認申請書(様式第2号)を経営者協会に提出しなければならない。

(1) 本補助金の額の増加を伴う変更。

(2) 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更。

2 前項の規定は、補助事業等を中止し、又は廃止しようとする場合について準用する。

3 経営者協会は、前2項の申請に対し、申請事項を承認したときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(補助事業遂行の義務)

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行い、補助金を他の用途に使用してはならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了後10日以内に様式第3号による実績報告書を経営者協会に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第11条 経営者協会は、前条の実績報告があった場合には、提出された書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、当該事業が決定内容等に従って遂行されていると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 経営者協会は、次のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助事業者が、補助事業に関し、法令、条例若しくは他の規則に違反したとき。

(2) 補助事業者が、この実施要領の規定又は決定内容等に違反したとき。

2 前項の規定は、交付額確定通知を行った後においても適用があるものとする。

3 経営者協会は、第1項の場合以外においても、次のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は決定内容等を変更することができる。ただし、対象事業のうち既に遂行した部分については、この限りでない。

(1) 天災地変その他交付決定後生じた事情の変更により、対象事業の全部又は一部を遂行する必要がなくなったとき。

(2) 次のいずれかの事由(対象事業者の責めに帰すべきものを除く。)により、対象事業の全部又は一部を遂行することができなくなったとき。

ア 対象事業者が対象事業を遂行するために必要な土地その他の手段を使用することができないこと。

イ 対象事業者が、対象事業に要する経費のうち、補助金によってまかなわれる部分以外の部分を負担することができないこと。

ウ その他交付決定後に生じたやむを得ない事由

4 経営者協会は、第1項又は前項の規定により交付決定を取り消し、又は決定内容等を変更したときは、補助事業者に対し、その旨を通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 経営者協会は、前条第1項又は第3項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金を支払っているときは、期限を定めて、その部分について支払った額の返還を命ずるものとする。

2 経営者協会は、交付額確定通知を行った場合において、当該交付額確定通知に係る額を超える補助金を既に支払っているときは、期限を定めて、その超える額の返還を命ずるものとする。

(立入検査等)

第14条 経営者協会は、補助事業の適正を期すために必要があるときは、補助事業者に対して報告させ、又はその事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査することができる。

(補助金の支払い、請求)

第15条 経営者協会は、第11条により補助金の額を確定したのち、補助金を補助事業者に対し支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、女性活躍職場づくり助成金等事業(女性活躍のための企業支援補助金)補助金支払請求書(様式第4号)により、経営者協会に補助金の支払請求を行うものとする。

(書類の保存)

第16条 補助事業者は、次に掲げる事項を記載した書類及びその内容を証する書類を整備し、補助事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間、これらを保存しておかなければならない。

(1) 補助金の出納の状況

(2) 対象事業の遂行の状況

(3) 対象事業に係る収入及び支出の状況

(書類の提出部数)

第17条 この要領により経営者協会に提出する書類の部数は、請求書を除く原本(押印したもの)1部とする。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成29年4月13日から施行し、平成29年度実施事業から適用する。

附 則

この改正は、令和元年7月5日から施行する。

別表

補助対象経費 (例示)	女性活躍に資する取組の実施に必要な報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、役務費、使用量及び賃借料等
補助対象外経費 (例示)	人件費、借入れに伴う仕入れ利息、公租公課（消費税等）、不動産購入費、官公署に支払う手数料等、飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、運用委託費、設備リース料、備品購入費、その他公的資金の用途として社会通念上不適切と認められる費用
補助対象期間	毎年3月31日まで
補助率	2分の1以内
補助限度額	1補助事業者当たり10万円